

## 浜松市児童扶養手当事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が支給する児童扶養手当(以下「手当」という。)の事務取扱について必要な事項を定める。

### (手当の支払方法)

第2条 手当の支給は、口座振替により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 口座を開設する事ができない場合。
- (2) 口座を指定する事ができない場合。
- (3) 口座振替による支払いが適当でないと市長が認める場合。

2 前項の口座振替は、手当の認定請求時に指定された認定請求者本人名義の口座とする。

### (金融機関の変更)

第3条 手当受給者が指定した前条の口座を変更しようとするときは、遅滞なく金融機関変更届(別記様式)に児童扶養手当証書を添えて、提出しなければならない。

### (認定の標準処理期間)

第4条 手当の認定についての標準処理期間は20日とする。

### (支払期日)

第5条 手当の支払日は、法第7条第3項に定める支払期月の11日(支払期日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条に定める銀行の休日にあたるときは、その直前の営業日とする。)とする。第3項ただし書の手当はその都度支払うものとする。

### (様式)

第6条 法に基づく申請、届出等に係る様式(省令で定めるものを除く。)は、児童扶養手当「事務処理マニュアル」に定める様式の例による。

### (差止)

第7条 市長は、法第15条の規定により手当の支払を一時差し止めることとするときは、児童扶養手当支払差止通知書(別添様式)を手当受給者に交付するものとする。

2 市長は、前項の処分を行った理由が解消したと認めるときは、速やかに、児童扶養手当支払差止解除通知書(別添様式)を手当受給者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。